

前橋市災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>目次 第1章～第4章 省略 第5章 雑則(第16条・第17条) 附則 第5章 雑則 (前橋市災害弔慰金等支給審査委員会) <u>第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、前橋市災害弔慰金等支給審査委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く。</u> 2 <u>委員会の委員は、医師その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。</u> 3 <u>前項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市規則で定める。</u> (委任) 第17条 省略</p>	<p>目次 第1章～第4章 省略 第5章 雑則(第16条) 附則 第5章 雑則 第16条 省略</p>